

熊取事業所 保安規定変更申請（検査制度の見直し）コメント対応整理表

○9月7日（審査会合コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
1-1	<p>一般産業用工業品が、調達物品等要求事項に適合していることを確認する方法として、品質管理基準規則第34条以降の解釈で、一般産業用工業品の情報を入手して原子力事業者が技術的な評価を行うこと、一般産業用工業品の設置場所の環境の情報を供給者に提供し技術的な評価を行わせることが解釈で示されています。資料の256では、保安規定第12条の8の調達プロセスの2項で、調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定めると規定していて、次の12条の9で調達物品等の要求事項の(6)で一般産業用工業品を使用するに当たって、評価に必要な要求事項を含めると書いてありますけど事業者として、一般産業用工業品の設置場所の環境の情報を供給者に提供し技術的な評価を行わせることについて、保安規定若しくは下位文書にどのように規定してどのように管理しようとしているのか、説明をお願いします。</p> <p>（中略）</p> <p>保安規定と下位文書で決めている事項について整理してどのような考え方で規定しているかについては、今後の面談等で確認していきたいと思います。</p>	<p>一般産業用工業品の調達につきましては、従前から調達先に対して、調達要求事項として提示してきておりますものでございます。その中に具体的なことは記しまして伝えているということでございます。また、それを我々が入手しましたら技術的な評価というものは、従前から行っておりますのでそのような形で実施してまいります。</p> <p>→9/17WEB 面談：一般産業用工業品に関する保安規定申請書の記載に関して、品管基準規則第34条第2項を踏まえたものに見直すとともに、同規則の解釈に示された例示を取り込む。</p>	<p>資料 1-2 (H-20101) 17頁(No.256) →H-20101-3 17頁(No.256)</p> <p>H-20104-3 9～10頁</p>	<p>第12条の8（調達プロセス） 第2項</p> <p>第12条の8（調達プロセス） 第2項</p>
1-2	<p>試験検査を行う者の独立性に関して規定がありますが、その中で検査を行う者の力量管理について確認します。使用前事業者検査等の独立性の確保に関して、品質管理基準規則の48条第5項の解釈で、使用前事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないことということで、使用前事業者検査等を実施する要員は、当該検査に必要な力量を持ち適正な判定を行うに当たり不当な影響を受けることなく当該検査を実施できる状況にあることが示されています。また、同じ品質管理基準規則22条では、原子力事業者は、個別業務の実施に必要な技能や経験を有し意図した成果を達成するために必要な知識、必要な力量が実証された者を充てていますが、今回申請のあった保安規定第13条の3の5項、要員の力</p>	<p>力量につきましては、従前23条で教育訓練ということで規定しています仕組みの中で実施していきます。具体的なところにつきましては、検査ですので検査要領書の検査項目、設備機器ごとに作成し読み合わせを行い、設備機器を所管する部門が力量を持つということを認定する等の手続きを踏まえて検査をさせています。この辺りについては、特に変更が必要ないと判断しています。検査の独立性については、どのように行うかということに関して、ご質問をいただきましたが、13条の3若しくは、第6章の施設管理で同じように記載していますが、検査に関わるような設備の調整であったり、点検であったりを行った者に関しては、検査を実施させないと規定しています。また、組織の活動としましては、我々の組織の規模とし</p>	<p>資料 1-2 22頁(No.346) →H-20101-3 22頁(No.346)</p>	<p>—</p>

○9月7日（審査会合コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
	<p>量の確保及び教育訓練では検査を実施する要因の力量について記載がありません。保安規定の第10条の3についても同条の2項で今回の認可申請で変更なしとしております。この点について、使用前事業者検査を行う者の要因の力量をどのように規定しているのか説明してください。</p> <p>（中略）</p> <p>検査を行う者の力量管理ですが23条で規定していると説明がありましたが、今回23条は特に変更がなくて申請書の方にも記載がありません。使用前事業者検査については、4/1の法令改正で新たに検査の役割、位置付けが規定されたものですので、保安規定上、うまく現状の保安規定で読めるかもしれませんが、今回新たに制度改正を踏まえた対応を保安規定と関連する下位文書でどういうふうに規定しているのかというのは引き続き確認していく必要がありますので要求事項に従ってどのように仕組みを構築しているのかについては、今後の面談で確認をしていきます。</p>	<p>て、完全に独立した組織で検査をするということが非常に難しいところでございます。可能な範囲で別の組織で検査するという事はやりたいと思っておりますけれども、専門性であるとか、小さな組織の所管するものにつきましては難しい場合が出てまいりますので、少なくとも別の者が検査を行うことで規定しています。</p> <p>→9/17WEB面談：保安規定第23条第3項について、法令改正を踏まえた記載に適正化するとともに検査員の力量に関して(2)を追加(以下(3)に番号繰り下げ。)する。また、第23条を引用している第10条の3の記載を見直す。</p> <p>また、第23条に検査員の力量を規定する旨の補足説明を、H-20101-2のNo.346に注釈し追記する。(3-5参照。)</p>	<p>H-20104-3 18頁</p> <p>H-20104-3 7頁</p> <p>H-20101-3 12～13頁(No.164,165)</p> <p>22頁(No.346)</p>	<p>第23条（力量、教育・訓練及び認識）第3項</p> <p>第10条の3（要員の力量の確保及び教育訓練）第1項、第2項</p>
1-3	<p>品質目標について定めているものですがでも基準規則上の定めはどのように書いているかという、経営責任者は部門において必要な目標を定められているようにしなければならない。経営責任者に対しての求めであります。今、保安規定を見るとそれが所長に移譲されていまして経営責任者が定められていない形の保安規定になっています。ここは、品質基準規則の意図を汲み取っていただきたいと思っております。</p> <p>（中略）</p> <p>基準規則の要求と保安規定の記載が異なっているということを示し伝えまして、許可と保安規定の話ではありません。規則で要求している事項と保安規定に記載されている事項が異なっているということを伝えたので、どういう考えで変更しているのかを別の機会でも結構ですのでご説明いただければと思います。(中略)もしこの場で規則の要求と保安規定の記載が違っていることについて説明できるのであれば、よろしく申し上げます。</p> <p>（中略）</p> <p>品質目標を要求している第2条の主語は、経営責任者は、ということによって要求していますので、ここは所長はというところに権限委譲しているというところが、こちらとしては疑問な点であります。</p>	<p>方針類につきましては、本社長が定めておまして、それを事業所で具体的に展開するために目標設定していき、その設定のさま、実施のさまを所長がフォローして社長に報告を上げていくというそもその仕組みの立て付けがございますので、それを踏まえた記載ぶりでございます。</p> <p>基準規則でいいますと第11条経営責任者は、というところで加工事業許可本文、保安規定いずれも社長が方針を定めるところでございます。定めた方針をどのように展開していったらよいかにつきましては、それ以降の条で記しております。具体的には、保安規定でいいますと第7条でございます。</p> <p>保安品質目標につきましても現状、社長の定める弊社の2次文書の中で規定しておりますのでその中から所長以下各部へと展開していく仕組みとなっております。この部分の記載につきましては検討が必要と思っておりますので今後検討したいと思っております。</p> <p>→9/17WEB面談：冒頭の「所長は・・・」について「社長は、所長を通じて・・・」と見直す。</p>	<p>資料1-2 9頁(No.94)</p> <p>→H-20101-3 9頁(No.94)</p> <p>資料1-2 8頁(No.86)</p> <p>→H-20101-3 8頁(No.86)</p> <p>(2次文書への展開は申請書別表19参照。)</p> <p>H-20104-3 5頁</p> <p>H-20101-3 9頁(No.94)</p>	<p>第7条（保安品質目標）</p> <p>—</p> <p>第7条（保安品質目標）第1項</p>

○9月7日（審査会合コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
1-4	核燃料物質の管理、放射性廃棄物の管理の条文でありまして、今回規則改正によりまして、保安規定の審査基準に照らして妥当なことだとか、規則の要求が入っているかの観点で確認が必要と思っております。この中で、中身が書いていないので不明ですが、特に今回加わりましたのが事業所外の廃棄及び運搬に関する行為の実施体制という点と、許可で実施されている場合ですが、通常時の環境放射線モニタリングの実施体制、この2つの点がしっかり7章8章の中に入っているかを確認させていただきたいと思っております。	我々の説明の対応が必要な部分かなと思っております、従前変更していない部分が申請書の中で説明できておりませんので、その部分が大丈夫かというご指摘だと受け止めております。審査基準と照らして説明できるように今後対応させていただきたいと考えております。 →9/17WEB 面談資料（H-20104）において、保安規定を変更しない記載も含めて、審査基準に照らして適合する物であることを説明する。 9/17WEB 面談でのコメントを踏まえH-20104を見直す。	資料 1-1 （H-20100） 10頁（第7章、第8章）→H-20100-2 11頁 H-20104-3 30～31頁	— 第71条、第74条、第75条及び別表9,10,11（2-1参照。）
1-5	保安規定変更認可申請されて、審査基準に照らして審査している状況です。今回、審査基準が改正されまして、改正事項に対して全てに対して変更している状況ではないということですので、変更していない点も含めて改正した内容がどういうところで、どういう解釈で変更する必要がないのかということも含めて審査基準全体に対してご説明していただく必要がありますので、そういう認識の下、資料を準備してご説明ください。	拝承。	—	2-4参照。（別図、別表、添付1,2について、10/23面談にて参考資料として示す。）

○9月17日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
2-1	通常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について、現行保安規定の記載（第38条、第39条）で読み取れるのか、確認すること。	←9/17WEB 面談では、環境放射線モニタリングに関する許可の記載（許可本文P.115(ニ)、添6P.6-31(ハ)、体制は添2P.2-7(二))を説明。保安規定については放射線管理のPDCA第38条、第39条（第5章放射線管理）からの別表9,10への展開と、放射線管理基準への関連については別表19による条文整理を説明。 審査基準においては、加工規則第8条第1項（放射性廃棄物の廃棄）6.として定められている項目のため、あらためて保安規定を確認したところ、第71条、第72条（第8章放射性廃棄物管理）からの展開として環境放射線モニタリングについて記載を追記するとともに、別表9,10,11に掲載された事項に環境放射線モニタリングに関連するものが含まれていることを再整理して補正することとする。 なお、別表19における条文と2次文書との整理においては、これら第71条、第72条、第74条、第75条も含めて、放射線管理基準に関連付けた整理となっており、別表19は変更不要。	— H-20104-3 30～31頁	— 第71条、第74条、第75条及び別表9,10,11

○9月17日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
2-2	非常用電源設備3台について、現状の記載が2台のため、どこかに入れないと巡視から漏れかねない。新規制基準適合の設工認申請後に反映することではあるが、忘れないこと。	新規制基準適合の設工認申請前の現段階においても、非常用電源設備3台とも巡視の対象としていることを踏まえ、別表13の2の巡視の記載を当該2台から3台に追加・変更する。 →番号4-4への対応として別表13の2は取り下げるため、下位文書に基づいて実施する保全計画において反映する。	—	—
2-3	保全区域については、発電炉での実施例との比較だけではなく、放射線管理であるとかソフト対応で判断してくウラン加工において、その対応が重要であることを踏まえて、「管理区域内の安全機能の一部を管理区域外に設置し、外から中をサポートする場所」との考え方を基に、保全区域を選定する必要があるか、検討すること。	面談資料（H-20105）に示した保全区域の選定の考え方に加えて、当該コメントへの検討を行った。その結果、放射線監視盤が設置された周辺監視区域及び通信連絡設備の設置された周辺監視区域から該当する場所を選定し、「第2加工棟 第2出入管理室」、「第1加工棟 第1事務室」、「第1廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室」、「保安棟及び事務棟の該当する場所」（2か所）を追加することとする。 ※：別図2-（2）及び別図2-（3）に該当箇所を图示する。	H-20105-3 1～2頁	別図2-（2） 別図2-（3）
2-4	面談資料H-20104においては、別表の改正もあり、資料に追加すること。補正申請に向けて、新旧対照表においては、変更しない箇所についても全て示すこと。審査基準や法令について、保安規定が対応していることが分かるような申請書とすること。職務、計画、実施、評価及び改善、機器、設備の管理に漏れがないか、全般を見て整理を進めること。	拝承。（以下の説明資料を10/23面談にて提示する。） ・許可との記載整理表（H-20139） ・保安措置ガイドの反映箇所（H-20141） ・経年劣化に関する技術的な評価（H-20142） ・施設管理について（H-20143） ・参考資料（別図、別表、添付1,2）	H-20139-1 H-20141-1 H-20142-1 H-20143-1 参考資料	全般
2-5	自主的に気づき補正申請において修正する点においては、適切な記載を行うこと。条文引用などにおいて不整合のないように、全文にわたって確認すること。	拝承。	—	全般

○10月2日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
3-1	保全区域の選定の考え方（H-20105-1）において、保全区域を設定する場所に関する記載と保全対象とする設備の記載が混同しているため、整理すること。	拝承。	H-20105-3 （全体を適正化した。）	—
3-2	保全区域の選定の考え方（H-20105-1）において、非常用電源設備の設置場所を保全区域に選定したことの説明に関連し、非常用電源設備から電源を各建物に給電するための電源ケーブルについて、その電源ケーブルを敷設した場所の取扱い及び保全対象とするものを検討し、説明すること。	拝承。電源ケーブルを設置した場所も保全区域にあたるかについて検討した結果、「非常用電源設備の補機のうち、燃料タンクの設置場所は保全区域に含め、地下に埋設、高架又は外壁を通じて建物に引き込む電源ケーブルの設置場所は含まない。」旨を、追記した。	H-20105-3 2頁	—
3-3	審査基準との整合性（H-20104-1）の中で、第29条を削除し第62条の6第7項に移管し変更したことで、第30条の3、第65条の2、第85条等、他への影響が生じ補正する箇所が示されている。変更の際に同様のことがないように、全般を確認すること。	拝承。	—	全般

○10月2日 (WEB面談コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
3-4	審査基準との整合性 (H-20104-1) では、第 45 条の 2 (24 ページ) において「別図 2 に示す」と記されているが、コメント対応表 (H-20107) の番号 2-3 の補正申請書反映箇所の欄に別図 2-(2)、別図 2-(3) と記されているので、整合が取れるようにすること。	拝承。「別図 2」(4 か所) を見直した (-番号) を追加。	—	第 40 条、第 41 条、第 45 条の 2、第 46 条
3-5	コメント対応表 (H-20107) の番号 1-2 のコメント (力量に関する事) は、許可との整合性 (H-20101-1) の No. 346 (品質管理基準規則第 48 条第 5 項に関する事項) に該当するので、H-20101-1 の凡例 (赤字 (丸括弧) : 説明 (補足)) に沿って、補足説明をすること。	拝承。 (第 23 条に検査員の力量を規定する旨の補足説明を、H-20101-2 の No. 346 に注釈し追記する。)	H-20101-3 22 頁 (No.346)	第 23 条 (力量、教育・訓練及び認識) 第 3 項
3-6	今回の保安規定の変更の内容が許可に基づくものであることを確認するための説明資料を準備すること。先行例として JNFL 濃縮の 8/17 面談資料を参考とすること。	拝承。	H-20139-1	—
3-7	保安規定を変更するに当たっては、関連し合う条項、図表に留意しながら漏れ抜けがないようにすること。	拝承。	—	全般

○10月23日 (WEB面談コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
4-1	品管基準規則 (第 50 条第 2 項第 3 号) について同規則の解釈に示された『「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。』を反映すること。	拝承。補正で反映する。	H-20101-3 23 頁 (No.364) H-20104-3 13 頁 H-20139-1 17 頁	第 14 条の 2 (データの分析及び評価) 第 2 項(3)
4-2	保安規定審査基準 (加工規則第 8 条第 1 項第 12 号 6.) においては、「平常時の環境放射線モニタリングの実施体制 (計画、実施、評価等) について定められていること。」とある。許可との整合を確認すること。 また、H-20104-2 (保安規定審査基準との整合) の 30 頁において第 75 条による説明が示されているが、H-20139 (許可との記載整理表) の当該条文に対応する許可記載欄に平常時の環境放射線モニタリングに関する事項が抜けているため、追記すること。	拝承。 拝承。H-20139 を改訂し、反映する。 添付書類六 ハ。(ハ) 施設周辺環境の管理 (ページ 6-31) を追記。	H-20104-3 30 頁 H-20139-1 37~38 頁	— —
4-3	H-20105-2 において「加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所には当たらない」とした各施設について、安全機能への影響の有無の観点で保全区域を選定すべきであり、その旨の記載を明確にすること。	拝承。H-20105-2 を改訂し、反映する。	H-20105-3 1 頁	—

○10月23日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
4-4	第62条の6第5項及び第7項に基づく別表13の2は、不備がある。点検等については、部位への展開等の具体を全て計画することが必要であり、保安規定において認可する事項とするよりも、下位文書において規定し、検査部門への報告を行うものであり、保安活動の中で詰めていくべきものではないか。	拝承。別表13の2は取り下げ、保全計画の中で展開することとし、補正で反映する。	H-20100-2 1, 10, 13 頁 H-20104-3 37, 39, 40 頁 H-20139-1 31, 33, 35 頁 H-20141-1 2, 3, 4, 10, 13, 14 , 15 頁	第62条の6（保全計画の策定） 第5項及び第7項 別表13の2（削除）
4-5	第62条の2において検討中の箇所のうち、長期施設管理方針が10年サイクルで見直していくことを踏まえると、施設管理方針への反映のループは一番外側になるのではないか。	拝承。以下の内容にて、補正で反映する。 第6章第2節の2（施設管理の実施に関する計画）の最後段に第62条の12（高経年化に関する技術評価と長期施設管理方針）を追加するとともに、第62条の6（保全計画の策定）第4項で第62条の12を引用して長期施設管理方針は施設管理における各種活動と一体として実施する旨を記載する。	H-20141-1 11 頁	第62条の6第4項及び第62条の12
4-6	第62条の6第4項において検討中の「追加措置が抽出された場合」との記載と、別添3として検討中の長期施設管理方針「充実すべき保守管理項目はなし。」との記載が、矛盾するように思えるが、前者の記載を削除するとよいのではないか。	拝承。補正で反映する。（4-5との関連により、反映先は第62条の12とする。）	H-20141-1 22 頁	第62条の12（高経年化に関する技術評価と長期施設管理方針）
4-7	H-20142の1頁目の記載が、従前の活動に基づく評価結果を述べている箇所と、今回の保安規定変更内容を述べている部分の書き分けができていない。	拝承。H-20142を改訂し、記載を見直す。	H-20142-1 1 頁	—
4-8	H-20143で示すフロー図では施設管理の各事項を実施する主体が示されていないが、保全プログラムに相当する仕組の責任者が第58条及び第59条に定める基準の策定者であるならば、第58条及び第59条の書き出しの記載が整合しなければならないのではないか。使用前検査等についての有効性確認が抜けているのではないか。図1、図2、図3のPDCAサイクルの主体と、保安規定の各条文の主語との対応について確認すること。	拝承。補正で反映する。資料H-20143の図1と図2はH-20143-1にて集約して図1とし、図3を繰り上げて図2とする。 （第58条第1項に基づいて設備管理部長が基準を定め、第59条第2項に基づいて当該の担当部長が必要に応じて基準を改訂するとしており、矛盾するものではないが、第59条の2（使用前事業者検査）及び第59条の3（定期事業者検査）については、第62条の6（それぞれ第6項(2)及び第5項(3)）において引用するとともに、これら使用前検査等の実施の結果を確認することを、第62条の8（保全の結果の確認・評価）第2項において追記する等、明確にする。また、第62条の10第1項において、各部長が実施する保全の結果については核燃料安全委員会へ報告することを定めているが、この報告を踏まえて第62条の6第5項に基づいて各部長が保全方式を変更する旨、第62条の10第2項を修正する。）	H-20143-1 図1, 図2 H-20141-1 9～10, 22 頁	— 第58条、第59条、第62条の6第5項(3)、第6項(2)、第62条の8第2項、第62条の10第2項

○10月23日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
4-9	別表 16 は環境放射線モニタリングに関する事項であるか、確認すること。	別表 16 は第 1 種管理区域からの排気口の空气中放射性物質濃度及び事業所から事業所外への排水口の排水中の放射性物質濃度に関する事項であり、直接的には環境放射線モニタリングに関する事項として定めたものではない。	参考資料 138 頁別表 16	—
4-10	施設管理方針、施設管理目標、施設管理指標について、説明すること。	拝承。	H-20143-1 (4 頁)	—
4-11	設計想定事象に関連し、記載ぶりが変更されたが、内容は変わるものではないと認識している。誰が何をどう判断するかについて、変更前後で内容が同じと読めるのかについて、再確認すること。 規則等の類似の規定ぶりにおいて、整理が必要な部分はある。初期消火活動への日常の備えと実事象での活動は、本来は一連の手順であり、保安規定の条文を分けて記載することでそれぞれの活動がやりやすくなるようでは困る。事業者により保安規定の記載ぶりが異なるのは構わない。規則等の類似の規定ぶりにとられるものでもない。	拝承。(6-3 参照。) 異常時、非常時の段階的対応について、他社資料水平展開。 拝承。(6-3 参照。) 今回の保安規定の変更申請においては、前回の変更の章立て構成を踏襲し、これまで実施するとしてきたことを継承しつつ、法令改正による新たな要求事項を追加・修正したものであり、それぞれの活動がやりやすくなるようなことのないように、留意している。	H-20155 H-20155	— —
4-12	新規制基準への対応を保安規定において段階的に定めることについては、参考資料として補正申請書に添付すること。	拝承。 前回申請した際の参考資料を見直して、補正申請書に添付する。	(参考資料)	(参考資料)
4-13	第 11 章(定期評価)を削除した事業者としての考え方は理解した。先行例(JNFL)には記載を残す例があり、あらためて検討すること。	拝承。第 11 章第 96 条のうち、施設管理において行う保全の有効性評価と同等の内容である保守管理については削除して適正化する。また、経年変化に関する技術的な評価及び長期保全計画に関する事項は、第 62 条の 12 (経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) に継承し移管する。他の条項の削除は取り下げる。	H-20100-2 H-20101-3 H-20104-3 H-20139-1 H-20155	第 11 条、第 17 条、第 11 章(第 94 条、第 95 条、第 96 条、別表 18、別表 19)
4-14	補正申請で反映した事項は、面談資料の保安規定条文を記した箇所にて全て反映し、補正申請の際に面談資料として併せて提示すること。反映漏れのないよう、よく確認すること。	拝承。	全般	全般
4-15	検査の独立性について、第 14 回会合検査制度の見直しに関する検討チーム(2019 年 5 月 27 日)資料 6-2 に示す「検査の独立性に係るケース事例」に当てはめて説明すること。 第 14 回の検討チームの議事録(43/45 頁)には、チーム委員からケース 1 の事例についてコメントがあり、事業者側から引き続き検討する旨の回答がされている。検査の独立性の検討内容について、説明すること。 保安規定の条文において、明確にすること。	拝承。補正申請書において、検査責任者が自ら工事又は検査を行わないことを明確にする。検査の独立性は、以下のとおりとなる。 ・ケース事例については、H-20146 を全面的に見直して、H-20146-1 にて具体的な事例を検討し、図 1 から図 5 に示す。 ・検査責任者は担当グループ長とし、所長総括の下(即ち、各部長の影響を受けないようにする。)、自ら工事又は検査を行わない。また、検査責任者は、検査実施責任者及び検査員について工事又は検査に関与しない者を配置する。	H-20146-1	第 59 条の 2(使用前事業者検査の実施)及び第 59 条の 3(定期事業者検査の実施)
4-16	巡視には、操作の観点も含まれるのではないか。	拝承。巡視には、多角的な観点(第 30 条の 3、第 32 条、第 46 条の 2 及び第 85 条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点)を含めて行うことを明確化する。	H-20141-1 H-20150 (3 頁)	第 62 条の 6(保全計画の策定)第 7 項

○ 1 1 月 5 日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント、NFIK 面談コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
5-1	検査の独立性について、明確にすること。	拝承。 当該資料 (H-20146) を改訂し、見直した検査の体制の例を資料に示すとともに、補正で反映する。(4-15 参照。)	H-20146-1	第 59 条の 2 (使用前事業者検査の実施)、第 59 条の 3 (定期事業者検査の実施)
5-2	長期施設管理方針について、見直すこと。	(4-5 参照。)	—	—
5-3	定期事業者検査に係る「一定の期間」を設定する方針を説明すること。	下部規程に定め、保全計画において明確にし、補正で反映する。 第 62 条の 6 第 5 項(3)において、保全計画を策定する中で「一定の期間」を設定し、第 62 条の 8 において所定の期間までに確認・評価することを規定する。	—	第 62 条の 6 (保全計画の策定) 第 5 項(3)
5-4	定期評価について	(4-13 参照。)	—	—
5-5	巡視の観点について	(4-16 参照。)	—	—
5-6	「設計想定事象」について、加工規則、保安規定審査基準等と照らして、保安規定の記載を説明すること。	加工規則第 1 条第 2 項第 10 号にて定義された「設計想定事象」については、保安規定第 30 条の 3 第 1 項の記載で定義したとおり、整合している。なお、加工規則第 1 条第 2 項第 10 号の後半で規定された「事業許可基準規則」第 1 条第 2 項第 5 項 (重大事故等対処施設) の設計において発生を想定しているものは、ウラン加工に該当するものがない。 加工規則第 1 条第 2 項第 11 号にて定義された「大規模損壊」については、保安規定第 30 条の 4 第 1 項の記載で定義したとおり、整合している。 一方で、加工規則第 7 条の 4 の 3 及び加工規則第 8 条第 1 項第 14 号において、「設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置」について規定されており、これに対応する保安規定審査基準 (新) においては、「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」として規定されている。 重大事故等のうちウラン加工に該当する重大事故に至るおそれのある事故を踏まえ、かつ、大規模損壊については、保安規定第 30 条の 4 第 1 項の記載で定義したとおり、整合している。 加工規則における設計想定事象と重大事故等は、保安規定審査基準 (新) における設計想定事象等に対応していると理解しており、「設計想定事象等」は第 24 条第 1 項の記載で定義したとおり、整合している。	H-20155 他	—

○ 1 1 月 5 日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント、NFIK 面談コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
5-7	異常事象の発生から、事象進展への対応、非常時へ移行といった一連の流れについて、説明すること。	設計想定事象については第 30 条の 3 において、重大事故に至るおそれのある事故及び大規模損壊については第 30 条の 4 において、加工施設の保全に関する措置を規定しており、操作に関する異常時の措置には、これら (第 30 条の 3 及び第 30 条の 4) を含むことを、第 36 条第 1 項に規定している。 異常時の措置については第 36 条第 1 項から第 3 項に規定しており、事象が進展した場合には直ちに非常時の措置へ移行することについて、同条第 4 項に規定している。異常時から非常時への事象進展が極めて速い場合や、大地震のように事象発生の初期の段階から非常時体制を想定して臨むべき場合など、非常時体制発令前の初期活動 (第 3 節第 88 条、第 89 条) についても非常時の措置として規定しており、異常から非常に切れ目なく対応できる規定ぶりとしている。 第 28 条 (操作員の確保) において、第 23 条に定める操作の力量及び第 24 条に定める設計想定事象等対処活動訓練を終了した者に操作させることを規定しており、異常事象の発生から事象進展への対応、非常時への移行の一連の措置に対応できる体制を整えている。	資料 1-1 (H-20100) 4 頁 (図 1 保安規定の章構成) →H-20100-2	—
5-8	「保安上特に管理を必要とする設備」について、今後どのような管理とするか、整理を進めていくこと。	拝承。	—	—
5-9	不適合に至らない事象について、改善活動の対象に含まれることが明確であること。	品管基準規則 (第 50 条第 2 項第 3 号) について同規則の解釈に示された事項の取込については、4-1 参照。 第 15 条 (是正処置等) 第 1 項においては、「不適合その他の事象」を対象としていることを規定しており、不適合に至らない事象についても、改善活動の対象に含めている。	H-20149	—
5-10	補正申請時には、面談で提出した資料を全て添付すること。	拝承 (4-14 参照。)	全般	全般

○ 1 2 月 3 日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
6-1	MNF 殿プレゼン資料 P18 (No. 5): 放射性廃棄物管理及び放射線管理について、保安規定の条文に沿って説明のこと。 MNF 殿プレゼン資料 P22 (No. 29): 平常時の環境放射線モニタリングに関する記載の充実。	放射性廃棄物管理及び放射線管理について、他社資料水平展開。 別表 9 における環境試料中の放射性物質濃度について注釈し、「周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。」旨を記載する。	H-20154	別表 9
6-2	MNF 殿プレゼン資料 P19 (No. 9): 巡視に対応する事業許可 (本文及び添付資料) の関係整理について、適正化すること。	拝承。	H-20139-1	—
6-3	MNF 殿プレゼン資料 P20 (No. 17): 設計想定事象は、加工規則の定義に沿って確認し、保安規定審査基準についての対応箇所を明確にするとともに、事象の進展に合わせて整理して説明すること。	異常時、非常時の段階的対応について、他社資料水平展開。	H-20155	—

○ 1 2 月 3 日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント)

番号	コメント内容	回答／対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
6-4	MNF 殿プレゼン資料 P21 (No. 18) : 保安規定の保安上特に管理を必要とする設備に関する条文 (第 31 条、第 32 条) について、検討すること。	他社資料水平展開。 旧加工規則第 8 条 (保安規定) 第 1 項第 7 号における保安上特に管理を必要とする設備の操作に関する規定が新加工規則において削除されたが、一方で、加工規則第 7 条 (記録) の記録事項には、「三 操作規則」において記録すべき場合と保存期間の規定があるため、保安規定の条文として変更は不要と考える。第 32 条 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) については、操作上の留意事項 (第 33 条 (臨界安全管理)、第 34 条 (漏えい管理)、第 35 条 (火災及び爆発の防止)) を確実にするために必要であり、その旨を追記する。	H-20104-3 H-20139-1	第 32 条 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)
6-5	MNF 殿プレゼン資料 P21 (No. 25) : 設工認と併せて保安規定に段階的に反映すべき事項の管理表については、参考資料として補正申請書に添付すること。整理に時間を要する場合は、補正申請後の面談において提示すること。	他社資料水平展開。 (No. 4-12 との関連)	補正申請後の面談において提示する予定。	—
6-6	MNF 殿プレゼン資料 P22 (No. 30) : 異常時には核取への報告が記載されているが、非常時の通報には核取が記載されていない。	他社資料水平展開。 非常時の通報先に核取を追加する。	H-20104-3 H-20139-1	第 88 条 (通報)
6-7	MNF 殿プレゼン資料 P22 (No. 31) : 品管基準規則解釈について、他社の事例を参照して、保安規定への記載を検討すること。	他社資料水平展開。 第 4 条、第 4 条の 4、第 7 条、第 7 条の 3、第 7 条の 5、第 7 条の 6、第 9 条、第 10 条、第 10 条の 2、第 12 条の 3、第 12 条の 8、第 12 条の 9、第 12 条の 13、第 12 条の 15、第 13 条の 3、第 14 条の 3 及び第 15 条において反映する。	H-20101-3 H-20104-3 H-20139-1	(左記の回答／対応欄に記載したとおり。)
6-8	MNF 殿プレゼン資料 P23 (No. 32) : 核燃料物質の運搬 (外運搬関連) の条文を見直すこと。	他社資料水平展開。 ・ MNF 殿第 58 条は、弊社第 56 条 (周辺監視区域内の運搬) を変更し、反映する。 ・ MNF 殿第 59 条は、既に弊社第 57 条 (周辺監視区域外への運搬) にて対応済み。 ・ MNF 殿第 70 条は、既に弊社第 68 条 (核燃料物質の受入れ、払出し) にて対応済み。 ・ MNF 殿第 71 条は、弊社第 69 条 (核燃料物質の運搬) に該当する条文であるが、そのうち、「周辺監視区域内の運搬」を引用する主旨のみの MNF 殿第 71 条第 1 項及び「周辺監視区域外への運搬」を引用する主旨のみの MNF 殿第 71 条第 2 項は反映を要するものではなく、核燃料物質を事業所外から受け入れるために運搬する前に講じるべき措置に関する MNF 殿第 71 条第 3 項は、既に弊社第 68 条 (核燃料物質の受入れ、払出し) にて対応済みであるため、いずれも反映不要である。	H-20104-3 H-20139-1	第 56 条

○ 1 2 月 3 日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
6-9	<p>検査の独立性に係る品管規則解釈第 48 条第 2 項の規定を適用できるのは、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設である。</p> <p>このため、各社とも、重大事故に至るおそれがある場合に関する措置について、事業許可の記載を確認し、「評価の結果、設計想定事象を超える事象を想定しても、重大事故に至ることはないことを確認しているが、万が一の事象を想定して、その拡大防止の体制を整備し、保安規定に記載した」旨を、保安規定本文に記載すること。</p>	<p>拝承。</p> <p>保安規定第 13 条の 3 (機器等の検査等) に記載した品管規則解釈第 48 条第 2 項の規定に関する記載の要否を検討するとともに、事業許可を踏まえて、先コメントの旨を保安規定第 30 条の 4 (重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置) ※に記載する。</p> <p>※ (検討案) : 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、敢えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p>	<p>H-20101-3</p> <p>H-20104-3</p> <p>H-20139-1</p>	<p>第 13 条の 3 (機器等の検査等)</p> <p>第 30 条の 4 (重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置)</p>
6-10	<p>MNF 殿プレゼン資料 P16 (No. 10) : 高経年化に関する技術評価及び長期施設管理方針について策定するとあるが、見直し等もあるので、表現を検討すること。</p>	<p>拝承。</p> <p>第 62 条の 12 (経連劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) において、「高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。」旨を追記する。</p>	<p>H-20104-3</p> <p>H-20139-1</p> <p>H-20141-1</p>	<p>第 62 条の 12 (経連劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p>

○資料リスト

No.	タイトル	文書番号	備考
1	原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定（変更）認可申請について （章立て構成の新旧比較を含む。）	H-20100 H-20100-1 H-20100-2	9/07 審査会合（資料 1-1） 10/23 面談資料 1 12/10 今回資料 1
2	品質マネジメントシステムに係る許可との整合性について （品質管理基準規則において要求事項として明確となった 21 項目への対応内容の整理を含む。）	H-20101 H-20101-1 H-20101-2 H-20101-3	9/07 審査会合（資料 1-2） 10/02 面談資料 1 10/23 面談資料 2 12/10 今回資料 2
3	加工施設における保安規定の審査基準との整合性について	H-20104 H-20104-1 H-20104-2 H-20104-3	9/17 面談資料 1 10/02 面談資料 2 10/23 面談資料 3 12/10 今回資料 3
4	保全区域の選定の考え方	H-20105 H-20105-1 H-20105-2 H-20105-3	9/17 面談資料 2 10/02 面談資料 3 10/23 面談資料 4 12/10 今回資料 4
5	加工施設事業変更許可と保安規定の記載整理表	H-20139 H-20139-1	10/23 面談資料 5 12/10 今回資料 5
6	保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料	H-20141 H-20141-1	10/23 面談資料 6 12/10 今回資料 6
7	経年劣化に関する技術的な評価（PLM）及び長期施設管理方針について	H-20142 H-20142-1	10/23 面談資料 7 12/10 今回資料 7
8	施設管理について	H-20143 H-20143-1	10/23 面談資料 8 12/10 今回資料 8
9	検査の独立性について	H-20146 H-20146-1	11/05 面談資料 1 12/10 今回資料 9
10	改善措置活動（CAP 活動）について	H-20149	12/10 今回資料 10
11	加工施設の操作について	H-20150	12/10 今回資料 11
12	放射性廃棄物管理及び放射線管理について	H-20154	12/10 今回資料 12
13	異常時、非常時の段階的対応に係る保安規定の主な条文構成について	H-20155	12/10 今回資料 13
—	（参考資料）申請書反映箇所	—	12/10 参考資料